

## 理事及び監事の改選に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、定款第20条第1項の理事及び監事の選任が公正かつ円滑に行われるよう、所要の手続きを規定するものである。

### (改選の告示)

第2条 事務局は、定款第14条の規定に基づき招集される総会において任期が終了する理事又は監事がある場合には、当該総会の開催日の2か月前までに、社員に対して理事及び監事の改選数および立候補届出期限（告示の日から2週間以上経過した日を定めるものとする）を告示するものとする。

### (立候補)

第3条 理事又は監事に立候補しようとする者（社員を代表する者とするが、必ずしも当該社員の法人代表権を有する者に限らない。）は、現理事1以上及び他の3以上の社員を代表する者（必ずしも当該社員の法人代表権を有する者に限らない。）の推薦を得た上で、前条の立候補届出期限までに、当該社員を代表して理事又は監事に就任しようとする者の氏名及び連絡先並びに現理事1以上及び当該他の3以上の社員の推薦状を添えて、事務局まで届け出なければならない。

### (選出の方法)

第4条 前条の立候補者数が第2条に規定する理事及び監事の改選数を上回った場合、当該立候補者を被選挙人とする選挙の方法により理事及び監事候補者を選出するものとする。

2 第3条の立候補者数が第2条に規定する理事及び監事の改選数と同数又はこれを下回った場合、当該立候補者を無投票により理事又は監事候補者を選出するものとする。

### (選挙手続き)

第5条 前条第1項の選挙は、社員の投票により行うものとする。

2 前項の投票は、郵送またはFAX、インターネット等にて行うものとし、社員がそれぞれ第2条に規定する理事及び監事の改選数以内の複数票を投じることとし、有効投票の多数を得た者から順次に数えて改選数に至るまでの者を理事又は監事候補者を選出するものとする。

3 選挙に当たっては、事務局が選挙日程の調整・公示、開票等の選挙手続きを行う。

### (候補者の公示)

第6条 事務局は、総会開催日の1週間前までに、第4条の理事及び監事候補者を記した議案書を社員に配付するものとする。

## 附 則

1. 本規程は、令和4年4月1日から施行する。